

要配慮者支援検討委員会設置要綱

平成22年5月11日区長決定

(目的)

第1条 地震、風水害その他の災害が発生した場合に、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する区民（以下「要配慮者」という。）に対し、訓練を含めた実効性のある支援策の検討及び関係各課の連携を図るため、要配慮者支援検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、要配慮者に関して、次の各号に掲げる支援のあり方について検討する。

- (1) 避難所における支援（福祉避難所や医療機関等への搬送を含む。）
- (2) 在宅における支援（医療機関や介護事業者との連絡網の確立や連携方法を含む。）

2 検討委員会は、要配慮者のうち、災害が発生した場合に自ら避難することが困難な区民に関して、個別避難計画の作成等について検討する。

(構成)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、危機管理部長の職にある者をもって充て、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、危機管理部地域防災支援課長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表1の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の承認を経て、委員以外の者を出席させることができる。

(作業部会)

第4条 検討委員会に、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、検討委員会の方針や重要事項の意思決定を受けて、その実現方法等について、調査・検討する。
- 3 作業部会長は、検討委員会の副委員長をもって充てる。
- 4 作業部会の委員は、別表2の職にある者をもって充てる。ただし、必要があると認めるときは、作業部会の承認を経て、委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 検討委員会、作業部会の庶務は、危機管理部地域防災支援課が行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成22年5月11日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成22年10月29日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成23年9月12日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成24年4月16日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、区長決定日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1)

No	役 職
1	危機管理部長
2	防災危機管理課長
3	地域防災支援課長
4	区民文化部長
5	地域振興課長
6	健康生きがい部長
7	保健所長
8	長寿社会推進課長
9	介護保険課長
10	後期高齢医療制度課長
11	健康推進課長
12	おとしより保健福祉センター所長
13	福祉部長
14	生活支援課長
15	障がい政策課長
16	障がいサービス課長

(別表2)

No	役 職
1	地域防災支援課長
2	防災危機管理課計画推進係長
3	地域防災支援課地域防災係長
4	地域振興課地域振興係長
5	長寿社会推進課計画調整係長
6	介護保険課管理相談係長
7	後期高齢医療制度課管理収納係長
8	健康推進課地域保健係長
9	おとしより保健福祉センター管理係長
10	生活支援課庶務係長
11	障がい政策課計画推進係長
12	障がい政策課施設係長
13	障がいサービス課支援調整係長
14	障がいサービス課板橋地域支援係長
15	障がいサービス課赤塚地域支援係長
16	障がいサービス課志村地域支援係長